

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の3」を「100分の3を超えない範囲内で規則で定める割
合」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(地域手当に相当する報酬) 第15条 (略) 2 地域手当に相当する報酬の月額、規則で定める報酬の額に <u>100分の3</u> を乗じて得た額とする。	(地域手当に相当する報酬) 第15条 (略) 2 地域手当に相当する報酬の月額は、規則で定める報酬の額に <u>100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合</u> を乗じて得た額とする。